

## 第130回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時：平成29年5月30日（火）午後2時から午後3時45分まで

2 場 所：ホテルプラザ菜の花 4階 楨1会議室

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員

懸田委員、土屋委員、今関委員、河井委員、木村委員、小島委員  
小早川委員（書面）、橋本委員（書面）

<事務局>

商工労働部経営支援課

石井課長、青柳副技監、高森商業振興班長

齋藤副主査、菅原副主査、村越主事、鈴木囑託

4 開 会：

（1）成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

（2）県行政組織条例第32条第1項の規定により、懸田会長が議長となった。

（3）議事録署名人選出（議長が土屋委員と小島委員の2名を指名した。）

（4）審議案件概略説明

<事務局>

本日の審議案件は、流山市の新設案件である（仮称）流山おおたかの森P J及び習志野市の変更案件であるロイヤルホームセンター習志野、計2件の届出案件となっております。

このほかに、報告案件として、ザ・ブロックほか計6件が既存店舗の変更として届出のあったもので、既に手続を終えたものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

5 議 事：

**議題（1）：届出に対する県意見の審議について**

【審議案件1 （仮称）流山おおたかの森P J】

<懸田会長>

最初に、審議案件1の（仮称）流山おおたかの森P Jに係る住友商事株式会社からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<懸田会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<土屋委員>

保育園の出入口とあるが、詳しく説明していただきたい。

<事務局>

2階に保育所が併設されており、店舗出入口とは別に、保育園への専用の出入口が確保されているものです。

<土屋委員>

具体的にどのような動線なのか。

<事務局>

階段近くに保育園の入口があり、商業施設側に入ることなく、直接保育園の中に入出りできるような計画となっております。

<木村委員>

高齢者用の駐車場があるが、どのような規制があるのか。

<事務局>

県警への協議の際に、高齢者用の駐車場を確保するように設置者へ協力を求められており、近年県内で新設される店舗には、高齢者用の駐車場が確保されていることが多くなっています。

高齢の方の利用が昨今増えてきているということもあり、高齢者用駐車場は、店舗に近い位置に設け、高齢者の方が利用しやすいような配慮がされています。

<懸田会長>

高齢者マークをつけている車しか停められないなどの制限はあるのか。

<事務局>

停車できる車の制限の有無について設置者に確認し、追ってご報告させていただきます。

(その後、具体的な制限等は設けられていない旨を確認)

<小島委員>

廃棄物減量化・リサイクル計画について、届出書にはヤオコーのものしか書かれていない。今までの審議案件でも、入るテナントが未定の場合、何も記載されていないが、何も書かれていないものを責任もって審議するというのは難しい。このような状況を受けて質問が2つある。

交通や騒音等の指針に基づく他の配慮事項では、未定テナントがすべて埋まった状況を想定して数値を算出し、それを元に審議しているのか。

また、廃棄物の分野については、入る業態によって必要な対応が変わるので、未定のままで審議をすることは難しい。未定のものについてはテナントが決まり次第適切に対応していただきたい、と求めるしかないが、それでよいのか。

<事務局>

交通や騒音については、すべてのテナントが入ったものとして届出が行われ、御審議いただいております。

未定テナントがある場合の考え方ですが、大店立地法の制度上は、小売業者が未定であっても届出は可能とされております。ただし、届出書に記載がなく、審議会開催までに入るテナントが決まらなかった場合でも、県では設置者に対し、届出後に決定したテナントについても指針に基づき適切な配慮を行うように求めています。

<小島委員>

県の方でフォローアップしていると理解していいのか。

<事務局>

オープン後にテナントが入れ替わるケースもありますが、このような場合も、県として設置者に対し、適宜指針に基づく配慮をするように求めています。

<懸田会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思えます。

交通について小早川委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

小早川委員からの書面による意見は次のとおり。

現状では、特に問題がないと考えますが、開店後に出入口④からD方面へ退店していく車両が多いようであれば、出入口④から出庫をさせないようにするなどの対応が必要になる可能性があることを申し添えます。

<懸田会長>

騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

営業が夜間に及ばないので影響は軽微であるとするが、昼間の等価騒音レベルの予測値が半分以上の予測地点で50デシベルを超えているので、近隣から苦情等があった場合は迅速に対応していただきたい。

<懸田会長>

廃棄物・リサイクルについて、小島委員からお願いします。

<小島委員>

ヤオコーについては今回の廃棄物・リサイクル減量化計画について適切な配慮をしていると思う。

一方で未定のテナントも、それぞれの業態に応じて適切に減量化・リサイクル処理をしていただきたい。

<懸田会長>

街並みづくりについて、橋本委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

橋本委員からの書面による意見は次のとおり。

街並みづくり等への配慮等については、流山市開発事業の許可基準等に関する条例に定められた必要緑化面積（994.78平方メートル）および接道緑化基準（363.76平方メートル）を満たしており問題は指摘されない。

景観への配慮等についても適切であると判断される。

敷地北側に学校教育施設（おおたかの森小学校）があり、交差点Bの付近が通学路になっているが、周辺の道路状況より交差点Bからの来店経路（出入口①）の需要が多いことが懸念される。学校関係（通学路の安全策担当）との確認・協議等により、工事車両が学校の前を通らないようにしてほしいという指摘が出ているが、それに加えて、開店後のとくに交差点B周辺および出入口①付近における、通学児童の安全対策が必要である。

<懸田会長>

その他の委員の皆様、御意見ございますか。

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<懸田会長>

それでは、そのように決定いたします。

**【審議案件2 ロイヤルホームセンター習志野】**

<懸田会長>

次に、審議案件2のロイヤルホームセンター習志野に係るロイヤルホームセンター株式会社からの変更の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<懸田会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<木村委員>

来退店経路の変更は、届出の必要な事項なのか。

<事務局>

来退店経路の変更自体は、大店立地法上の届出事項ではありません。

ただし、今回のように、駐車場出入口の位置の変更に伴い、それに付随して経路が変わることはあります。その場合、当該変更についての届出の際に、あらかじめ関係機関から了承された経路についての資料が添付されることとなります。

<懸田会長>

交通について、小早川委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

小早川委員からの御意見は特にございませんでした。

<懸田会長>

騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

営業が夜間に及ばないので、影響は軽微であるとする。

<懸田会長>

廃棄物・リサイクルについて、小島委員からお願いします。

<小島委員>

2点お尋ねしたい。

1点目は、ホームセンターは全体としてリサイクルに積極的でないという印象がある。もう少し従業員向け研修や再生品利用等の取り組みができるのではないかと。

もう1点は、届出書26ページに「その他可燃性廃棄物等」のリサイクル割合が80パーセントと記載されている点である。処理業者のホームページを見ると、紙やプラスチックを固形燃料にリサイクルするRPFと呼ばれる処理技術を持っており、すでに営業している店舗であることも踏まえると実績値であると思うが、通常その他可燃性廃棄物には色々なものが混ざっており、リサイクルするのは難しいはずなので、このリサイクル割合の数値を本当に実現できているのか、合わせてその他可燃性廃棄物にはどのような物質が含まれているのかを確認していただきたい。

<懸田会長>

街並みづくりについて、橋本委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

橋本委員からの書面による意見は次のとおり。

街並みづくり等への配慮等については、習志野市緑の基本計画に関する指定の緑化面積（828.88平方メートル）が確保されており、景観への配慮等についても問題は指摘されない。

敷地南側に近接して学校教育施設（実花小学校）があり、学校関係（通学路の安全策担当）との確認・協議は終了しているが、必要に応じて通学児童の安全対策が求められる。

<懸田会長>

その他の委員の皆様、御意見ございますか。

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<懸田委員>

それでは、そのように決定いたします。

**議題（２）：届出に対する県意見の報告等について**

報告案件の説明及び配付資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第131回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程について説明した。

6 閉 会：午後3時45分閉会